

平成28年6月
大東市議会
定例月議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・ 議案第 4 6 号	大東市消防団員等公務災害補償条例 -----	2
・ 議案第 4 7 号	証人等の実費弁償に関する条例 -----	4
・ 議案第 4 8 号	大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 -----	6
・ 議案第 4 9 号	大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を 定める条例 -----	8
・ 議案第 5 0 号	大東市立幼児発達支援教室条例 -----	1 4
・ 議案第 5 1 号	大東市立老人福祉施設条例 -----	1 6

大東市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

新

本則 (略)

付 則

第1条 ~ 第4条の2 (略)

(他の法律による給付との調整)

第5条 (略)

2 (略)

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	<u>0.88</u>

3 ~ 7 (略)

第6条 (略)

主要改正点

- ・ 傷病補償年金と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金が併給される場合の調整率を変更したこと。

旧

本則 (略)

付 則

第1条 ~ 第4条の2 (略)

(他の法律による給付との調整)

第5条 (略)

2 (略)

傷病補	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	<u>0.86</u>
償年金		

3 ~ 7 (略)

第6条 (略)

証人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表

新

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定に基づき、市の機関の求めにより出頭した証人もしくは選挙人、もしくはその他の関係人または公聴会に参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第5条 （略）

主要改正点

- ・農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4項の規定に基づき、市の機関の求めにより出頭した証人もしくは選挙人、もしくはその他の関係人または公聴会に参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第5条 （略）

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例

新

第1条 ～ 第2条 (略)

(時間外勤務等に伴う割増報酬)

第3条 前条第1項第3号、第5号もしくは第6号、第2項または第3項の規定に基づき報酬が支給される非常勤職員(正規の勤務時間が定められた非常勤職員に限る。以下「非常勤嘱託員等」という。)が正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、規則で定めるところにより、時間外勤務等に伴う割増報酬を支給する。

2 ～ 3 (略)

第4条 ～ 第8条 (略)

主要改正点

- ・ 専門委員等（正規の勤務時間が定められた非常勤職員に限る。）の時間外勤務等に係る割増報酬を規定したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第2条 （略）

（時間外勤務等に伴う割増報酬）

第3条 前条第1項第5号もしくは第6号、第2項または第3項の規定に基づき報酬が支給される非常勤職員（正規の勤務時間が定められた非常勤職員に限る。以下「非常勤嘱託員等」という。）が正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、規則で定めるところにより、時間外勤務等に伴う割増報酬を支給する。

2 ～ 3 （略）

第4条 ～ 第8条 （略）

議案第49号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める
条例

新

第1条 ～ 第28条 (略)

(設備の基準)

第29条 (略)

(1) ～ (6) (略)

(7) (略)

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設または設備
4階以上の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（<u>階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。</u>）を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。</u>）</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>

主要改正点

- ・小規模保育事業所A型等の避難用の設備の基準を変更したこと。
- ・小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例を規定したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第28条 (略)

(設備の基準)

第29条 (略)

(1) ～ (6) (略)

(7) (略)

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設または設備
4階以上の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（<u>同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。</u>）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。</u>）</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>

新

ウ ～ ク (略)

第30条 ～ 第43条 (略)

(設備の基準)

第44条 (略)

(1) ～ (7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設または設備
4階以上の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（<u>階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。</u>）を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。</u>）</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>

ウ ～ ク (略)

第45条 ～ 第49条 (略)

付 則

1 ～ 6 (略)

旧

ウ ～ ク (略)

第30条 ～ 第43条 (略)

(設備の基準)

第44条 (略)

(1) ～ (7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設または設備
4階以上の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>

ウ ～ ク (略)

第45条 ～ 第49条 (略)

付 則

1 ～ 6 (略)

新

(小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）または家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号または第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 付則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項もしくは第45条第3項または前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項または第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

旧

大東市立幼児発達支援教室条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第2条 (略)

(利用時間)

第3条 幼児発達支援教室の利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第4条 ～ 第8条 (略)

主要改正点

- ・大東市立幼児発達支援教室の利用時間を変更したこと。

旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(利用時間)

第3条 幼児発達支援教室の利用時間は、午前9時30分から午後2時30分までとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第4条 ～ 第8条 (略)

大東市立老人福祉施設条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第7条 (略)

(使用料)

第8条 老人福祉施設の施設の使用料は無料とし、老人福祉施設の付属設備の使用料は規則で定める額とする。

2 使用者は、老人福祉施設の付属設備を使用するときは、当該付属設備を使用するときまでに前項の規定による付属設備の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別な事由に該当すると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

主要改正点

- ・大東市立老人福祉施設の施設の使用料を規定したこと。

旧

第1条 ～ 第7条 (略)

(使用料)

第8条 老人福祉施設の使用料は、無料とする。ただし、目的外に使用するときは、市長が別に定める額を徴収する。

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

印刷物番号
28-17